

受注者の皆様へ

建設現場の環境整備への取組に関するお知らせ

東京都では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組を進めております。下水道局ではこの取組の一環として、平成 29 年 8 月から、全ての工事を対象に、受注者と協議し、建設現場に快適なトイレ及び女性用更衣室の設置を行う建設現場の「環境整備対策」を実施してきました。

「環境整備対策」は、公共工事を担う人材の確保・育成を目的として、現場作業の環境改善のため、当局が発注する工事の中で、快適性が高く女性も利用しやすいトイレや女性用更衣室を設置するものです。

(1) 仕様について

- ・ 各設備の内容・仕様等は、監督員にご確認ください。
- ・ 受注者は、必要な仕様を満たすことを示す書類を提示し、当局監督員と協議の上、設置する設備の規格・基数等の詳細について決定します。

(2) 費用について

- ・ 設置に要する費用については、当初設計では計上せず、設置可能な場合、設計変更を行います。
- ・ 費用は、支出実態のわかる資料により監督員と協議を行いますが、国土交通省の『快適トイレ』同様上限の金額を設定します。
また、各工事で計上できる設備は、『快適トイレ』の設置基数は現場毎に必要性を協議の上、決定するものとし、『女性用更衣室』は 1 室です。
詳細は、監督員にご確認ください。

※ 「環境整備対策」の「協議対象工事」として指定された工事では、監督員と対象設備の設置について協議をお願いします。

※ 既に契約済みの工事等、「協議対象工事」の指定対象外の工事についても、設備の設置が可能な場合は、「設置対象工事」とすることができますので、ご協力いただける受注者の方は、担当監督員に変更協議の依頼をお願いします。

参考 URL

○国土交通省 現場の環境整備

<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html>

【問合せ先】

計画調整部技術開発課

(代表) 03-5000-7645